

財政再建についてお知らせするシリーズの3回 目。今回は、かつて赤字再建団体に指定されました が、住民と行政が一体となった取り組みの結果、再 建を成功をさせた福岡県赤池町(あかいけまち)の事 例をお知らせします。(※記事の内容は、赤池町の ホームページを参考に作成しています)

> 人の町です。 東部にある、

赤池町

は

九州

かつては炭鉱

の

BT

この町は、

平成3年度

分から

政

検

福岡県の およそ1 北 万 0 まし 0 た。 そして、

(政も昭和48年以後は赤字 人まで落ち込んでし

ま の土地を取得し、 成するため、 に転落してしまったのです。 土地開発公社 る産業として、 こうしたなか、 きかけました。 約 30 が工業団地を造 町 企業誘致 石炭に代 の運営す 、クタ いかしう ĺ

たことによ 伏沢は 確に言う 和47年ま た町で 主な産 T 0 から 和 黒字 エネ 41 40 き つ 年 始 赤池町の赤字額と町債残高の推移

でした。 での赤池町

た石炭 かし、

から 昭

油

和 石

30

年代

業は石炭産業で、

昭

0

財

政

かつての

赤池

町

る赤字再

建団体、

正

【間企業でいえば倒産にあた

年度までの10年間にわたり、

下落。

この結果、

土地開

発公

いかず、

さらに、

バブル

ŧ を

の崩壊により土地

0

価格

が 経

社

0

債務金額は22億円にまで

膨らみました。

これ

に

町の

赤

債

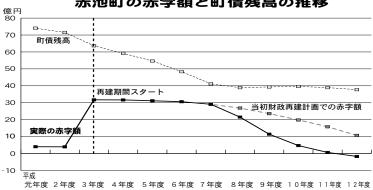
赤

進

甪

再

建団体とな



力で赤字を解消 を再 方法があります。 赤字となった自治 注建するために 再建する は 体 つは自 が、

ラ

000人の人口はなんと8

人や若者は町を離れ

1

万 り

この

治結果、

働き盛

0

財

政は悪!

化

が閉鎖し

換に伴

11

昭

字再建団体に指定されるライ 務5億円を加え、 字4億円と町立病院 にあたる約32億円 ンである5億円の、 (上のグラフ参照 再建方法の選択 すことになっ た 赤池 ŧ の 実に6 0 0 赤字を 不良 で 町が す。

福岡県田川郡 赤池町 (ふくおかけん たがわぐん あかいけまち)

- 人口 10,158人(平成15年3月末現在)
- ・面積 16.20平方キロメートル

昭和14年に上野村から赤池町へと改名し町制を施行。

400年の伝統をもつ茶陶上野焼の窯元が点在し、陶芸の里として 有名です。また、「かもめの水兵さん」「仲よし小道」など数多く の童謡を作曲した河村光陽氏の生誕地です。昭和63年に「童謡の 町」を宣言し、「いい歌、いい町、いい自然」をスローガンに童謡 の町づくりを進めています。





なぜ赤字再建団体に

黒字だっ

現在の赤池町役場



自主再建方式と準用再建方式の違い

区分	自主再建方式	準用再建方式
住民サービスへの影響	原則として、地方債を発行 することができなくなるた め、新規事業が実施できな い	一定程度の超過課税 使用料・手数料の負担増 市単独の施策・事業の休止・ 廃止 単独公共事業の削減 職員給与の減額
国などからの 制約	地方債発行の制限を受ける ほかは国・都道府県からの 制約はないが、再建のため には、強い意志と実行力が 必要	総務大臣の承認した財政再 建計画に基づき、予算の調 整が義務付けられる
財源措置	財政再建のための法令上の 優遇措置、国の財政措置は 一切なし	法令上の地方債制限が解除

外は、 地方債発行の制限は受けませ いのに対し、準用再建方式は、 地方債発行の制限を受ける以 再建方式は、自治体が事業を の表のようになります。 実施するための借入金である それぞれの方法の違い 国などからの制約はな 自主 は左

いがあります。 する財政再建計画の制約を、

法です。

を行う準用再建方式という方

国の管理下で財政再建

自主再建方式、そしてもう一

できなかったことが原因の一 これは町全体で危機感を共有 な効果をあげることができず 実施したものの、思ったよう 施設使用料の引き上げなどを 事業の縮小、 赤字は解消されませんでした。 人件費の削減、

から赤池町の新たな挑戦が始 に再建計画書を提出し、ここ 建に踏み切ることを決め、 に準用再建方式による財政再 つと言われています。 そこで、 町は平成4年2月

計画終了まで受けるという違 が、 計 画開始時に国に申

4回にわたり自主再建を試み 赤池町は、 昭和54年以降、

池町 の担当の方に聞きました

赤池町企画財政課まちづくり係長 太田 哲 也



- 再建中は、大変なご苦労をされたことと思いますが、 らかったのはどのようなことでしたか?
- A. 準用再建団体になるために、絶対必要なものは、再建計画で この計画が国の承認をもらって初めて再建がスタート します。既に再建団体に指定されていた自治体に、再建計画 の作成方法や申請の手順を教えてもらいながら、昼夜を問わ ず計画書作りに追われる毎日が続きました。当時はまだ、現 在のようなパソコンが普及する前ですから、向こう12年間の 再建期間の収支計画を、1年ずつ手作業に近い状態でシミュ ションする作業はかなりきつかったですね。夜遅くに その日の仕事が終わり、家に帰っても子供の寝顔しか見るこ とができない日々でした。

赤字再建団体になるということ

まりました。

■職員の意識に変化が…

ました。

かいけ」で、非常事態を宣言し 止め再出発します」と「広報あ 過去の行政運営を厳しく受け 再建団体の道を選択しました。 赤池の将来を考え、準用財政 一出直します赤池町。ふるさと 赤字再建団体となった町は、

員169人を155人に、 時職員24人を10人に減らし、 た人件費の削減に着手し、 の16課を13課にしました。 町がまず取り組んだのが、

給料の据え置きや、時間外手 行政組織の統廃合で、役場内 ま 臨 職

当の削減を実施しました。

により、 職員自らが行い、 めとした使用料などの値上げ 則として行わないこととし した。また、水道料金をはじ 中でさまざまな工夫が凝ら 部、 道路や公共施設の草刈り 軽微な補修工事なども 住民の負担は増 少ない経費 加 ま 0

補助事業以外の単独事業は原 次に事業費の支出を減ら 国や県から助成され

□赤池町が 財政再建のためにとった措置

- 1. 収入の確保と人件費・補助費などの抑制 収入の確保
 - ・公営住宅家賃の値上げ
 - ・野球場など体育施設使用料の値上げ
 - 汚水処理施設使用料の値上げ
 - ・水道料金の値上げ

人件費・補助費などの抑制

- ・行政組織の統廃合
- ・職員数の削減
- ・常勤的臨時職員の整理
- 給与水準の是正
- 補助費等の削減(商工会、体育協会、 福祉協会などへの補助金の削減)
- 2. 公債費の軽減などによる経常経費の削減 地方債の新規発行の抑制、既に発行した 地方債の繰り上げ償還
- 3. 投資的事業の抑制 建設事業の大幅な抑制 (単独事業の原則中止、補助事業の抑制)



したい 町を明るくする会」では、クリ 成したボランティア団体 スマスツリーの電飾を町立病 前のメタセコイアの木に飾 との思いで、

化していったといいます。 を行うようになり、 このことによって、 にコストを考えた業務執行 意識が変 職 質は

■ボランティア活動

住民の側にもまた、

野で九つのボランティ

ア

団 な

付

ける

など、

さまざま

が活動を始めました。

されました。

町立病院前のメタセコイアの木

できないことから、暗く寂しい うになりました。 財源のない町に多くを期待 Ë 意識に変化が見られるよ 方、 の町を少しでも明るく 町民が結 「赤池

費は、

すべて住民の寄付

念誌の発行や講演会開

催

0

りました。

この結果、

住民自身も

行事の

開催にあたっては、

また、

小・中学校で

ō

記

とい うことを考えるようになった が何をしてくれるかではなく、 分たちで何ができるかと ίĮ 、ます。 住民と行政が

うして、 13 より2年も早い 完了 日に国 体となって財政再建に取 このように、 んだ結果、 が 10 確認され から正式に財政再建 年間に及んだ再 赤池町は、 平成13 住民と行 ました。 年12 予定 政

次のよ

●小樽市の財政に

うい

て

お

月 n 11 す 財 いますが、 建までの過程が掲載されて 赤池町の 政再建のあゆみ」として ホー その中に、 ムペ ージには

うな言葉があります。 何もしないでいるのか?な 「『予算がないからといって、 なら、 創意工夫と自らの

作業は終了

現在も順

調

0

どうぞ。

1

内

線23

1

2 3 2

(1

合わせは、

財政課公

32) の 黒字の 財 政運営を続けて 41 ま

体とな

T

■予定より2年も早く

たち ています。 ンティ した今も変わらず 赤池町では、 が自主的に結成し -ア団体 が、 再建中に 活動 再建が終了 したボラ を続 町

資源を活用して…」 金ではなく、 赤池町のスタンスでし で何とかしよう!』 アイデアとい た。 それ お

を募 分 □■□赤字再建団体 □■□

- ・正式には「準用財政再建団体」という。昭和30年制定の地方 財政再建促進特別措置法で定められた。
- ・この法律の本来の目的は、戦後復興に伴い昭和29年度末に 財政赤字を出した多くの自治体を支援することにあった。
- ・現在はこの法を準用して財政再建を行うこととされている。
- ・自治体の一般税収や交付税などを基に算出した標準財政規 模に占める赤字の割合が、都道府県の場合は5%、市町村の 場合で20%以上になると地方債の発行が制限される。
- ・赤字再建団体になった自治体は再建計画を策定し、議会の議 決後、再建団体の指定を申請し、国の承認を受ける。
- ・これまでに、288自治体が指定を受けているが、現在財政再 建団体に指定されている自治体はない。
- ・指定を受けると、福祉など住民サービスで独自事業の実施が 制限される。
- ・小樽市の場合には、平成14年度決算の標準財政規模が328億 5200万円なので、この20%にあたる65億7040万円以上の赤字 となった場合に、赤字再建団体となる。